

東京電力又は東北電力から電力供給される

各

都 県 知 事
保健所設置市市長
特別区 区 長

 殿

厚生労働省医政局長

医療施設における節電行動計画の作成について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

医療施設における節電対策につきましては、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」（平成23年6月3日医政発0603第4号厚生労働省医政局長通知）においてお示したところです。

当該通知中、追って通知予定と記載しておりました大口需要家の節電行動計画の作成・提出等の具体的方法について、下記のとおりといたしました。

つきましては、都道府県におかれては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の東京・東北電力管内の医療施設への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、下記4（2）の取扱いについて、御了知いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、大学病院における節電行動計画の作成・提出等の方法については、別途文部科学省から示されている事務連絡に基づき、御対応いただくこととなります。

記

1. 「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」の修正について

「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の記載の一部に誤りがありましたので、次のとおり修正します。

1（1）中「※ただし、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村）については、電力使用制限の対象外とされております。（詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照）」を「※東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、電力使用制限の対象外とされております。」に改める。

被災地域に所在する医療施設（大口需要家に限る。）についても、他の地域と同様の取扱いとされており、電気事業法第27条に基づく電力使用制限（昨年比15%減）の対象とされております。このため、被災地域においても、制限緩和の適用（昨年の使用最大電力までの電力の使用を可能とすること）を希望する場合には、申請を行っていただく必要があります。

（ただし、東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する医療施設については、電力使用制限の対象外となっておりますので、制限緩和の申請を行っていただく必要はありません。）

震災により大きな被害を受けられた中で、大変お手数をおかけしますが、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の3（1）①を御参照いただき、適切に手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

2. 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組

（1）節電行動計画の作成

制限緩和の適用の有無に関わらず、すべての大口需要家は節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められています。

大口需要家である医療施設は、別添1の「大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」（以下「大口フォーマット」という。）に則り、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。（厚生労働省ホームページに大口フォーマットの電子媒体を掲載しておりますので、御活用ください。）

【大口フォーマット掲載先】

厚生労働省トップページ → 東日本大震災関連情報 → 夏期の電力供給対策関係
→ 夏期の電力需給対策関連通知等

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>）

（2）節電行動計画の提出

制限緩和の適用が認められた需要設備であっても、可能な限り徹底して節電に取り組むことが求められています。

このため、特に制限緩和の適用が認められた需要設備については、作成した節電行動計画を事業所管省庁に提出し、検証を受けることとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、作成していただいた節電行動計画を7月1日（金）までに、下記の提出先まで提出してください。（厚生労働省ホームページ上の大口フォーマットに必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を經由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。）

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryousetsuden@mhlw.go.jp

御提出いただいた節電行動計画については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、計画の補正等をお願いすることがありますので、その旨御承知おきください。

(3) 節電行動計画の実施結果の報告

制限緩和の適用が認められた需要設備については、電力使用制限期間（東京電力管内は7月1日から9月22日まで、東北電力管内は7月1日から9月9日まで）終了後、節電行動計画に基づく節電の取組の実施結果について、事業所管省庁に報告することとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、節電の取組の実施結果について、9月分の使用電力の検針後、速やかに、下記の提出先まで提出してください。（厚生労働省ホームページ上の大口フォーマット中の「実行確認」欄に必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を経由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。）

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryou-setsuden@mhlw.go.jp

御報告いただいた節電の取組の実施結果については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、不明な点等について問い合わせをさせていただくことがありますので、その旨御承知おきください。

また、厚生労働省として医療施設における節電に関する好事例等を把握するため、上記の実施結果の報告とは別に、節電実施期間（7～9月）中に、節電の取組状況についてヒアリングをさせていただくことがありますので、御協力をお願いいたします。

(4) その他

通常は制限緩和の申請を行っていただくこととなりますが、例外的に制限緩和の申請を行わず適用を受けない場合は、上記（2）及び（3）の節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんので、念のため申し添えます。

3. 小口需要家（契約電力500kW未満）の取組

小口需要家である医療施設は、別添2の「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考に、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。

小口需要家は、節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんが、作成した節電行動計画に基づき、徹底した節電の取組をお願いいたします。

4. 留意点

(1) 節電行動計画の位置付けについて

節電行動計画の作成及び計画に基づく節電の取組の実施は、電気事業法に基づき規制を課すものではなく、あくまで自主的な取組として行っていただくものであり、計画に記載した目標数値等を達成できなかった場合にも、罰則や指導の対象となるものではありません。

しかしながら、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、各医療施設において可能な限り積極的な内容を盛り込んだ計画を作成し、徹底して節電に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(2) 節電を目的とする診療時間の変更について

「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」(平成23年3月21日医総発0321第1号厚生労働省医政局総務課長通知)中の2において、東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこととしています。

夏期の節電の取組の一環として、診療時間の変更を行う場合にも、同様の取扱いとして差し支えありません。

(3) 制限緩和申請書の添付書類について

制限緩和の申請を行う場合に添付することとされている制限緩和の対象であることを証明する書類について、別添3「制限緩和申請書記載マニュアル」のP.12に記載されている許可書、届出書、保険医療機関指定通知書を紛失した場合等には、開設届が受理されていることを所管の保健所長が証明する書類等で代替することも可能です。

都道府県におかれては、上記書類の発行等について医療機関から問い合わせがあった場合には、適宜相談に応じていただきますようお願いいたします。

5. 節電行動計画に関する問い合わせ先

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）

（電話）03-5253-1111（内線）2672、2518、2519

6. 参考となるウェブサイト

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力供給対策について」

※大口フォーマットを掲載

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

経済産業省ホームページ

・「節電—電力消費をおさえるには—」

※小口フォーマットを掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

社団法人〇〇会会長 殿

厚生労働省医政局長

医療施設における節電行動計画の作成について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

医療施設における節電対策につきましては、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」（平成23年6月3日医政発0603第5号厚生労働省医政局長通知）においてお示したところ です。

当該通知中、追って通知予定と記載しておりました大口需要家の節電行動計画の作成・提出等の具体的方法について、下記のとおりといたしました。

つきましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、東京・東北電力管内の貴会会員への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、大学病院における節電行動計画の作成・提出等の方法については、別途文部科学省から示されている事務連絡に基づき、御対応いただくこととなります。

記

1. 「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」の修正について

「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の記載の一部に誤りがありましたので、次のとおり修正します。

1（1）中「※ただし、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村）については、電力使用制限の対象外とされております。（詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照）」を「※東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、電力使用制限の対象外とされております。」に改める。

被災地域に所在する医療施設（大口需要家に限る。）についても、他の地域と同様の取扱いとされており、電気事業法第27条に基づく電力使用制限（昨年比15%減）の対象とされ

ております。このため、被災地域においても、制限緩和の適用（昨年の使用最大電力までの電力の使用を可能とすること）を希望する場合には、申請を行っていただく必要があります。

（ただし、東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する医療施設については、電力使用制限の対象外となっておりますので、制限緩和の申請を行っていただく必要はありません。）

震災により大きな被害を受けられた中で、大変お手数をおかけしますが、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の3（1）①を御参照いただき、適切に手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

2. 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組

（1）節電行動計画の作成

制限緩和の適用の有無に関わらず、すべての大口需要家は節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められています。

大口需要家である医療施設は、別添1の「大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」（以下「大口フォーマット」という。）に則り、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。（厚生労働省ホームページに大口フォーマットの電子媒体を掲載しておりますので、御活用ください。）

【大口フォーマット掲載先】

厚生労働省トップページ → 東日本大震災関連情報 → 夏期の電力供給対策関係
→ 夏期の電力需給対策関連通知等

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>）

（2）節電行動計画の提出

制限緩和の適用が認められた需要設備であっても、可能な限り徹底して節電に取り組むことが求められています。

このため、特に制限緩和の適用が認められた需要設備については、作成した節電行動計画を事業所管省庁に提出し、検証を受けることとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、作成していただいた節電行動計画を7月1日（金）までに、下記の提出先まで提出してください。（厚生労働省ホームページ上の大口フォーマットに必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を經由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。）

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryousetsuden@mhlw.go.jp

御提出いただいた節電行動計画については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、計画の補正等をお願いすることがありますので、その旨御承知おきください。

（3）節電行動計画の実施結果の報告

制限緩和の適用が認められた需要設備については、電力使用制限期間（東京電力管内は7月1日から9月22日まで、東北電力管内は7月1日から9月9日まで）終了後、節電行動

計画に基づく節電の取組の実施結果について、事業所管省庁に報告することとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、節電の取組の実施結果について、9月分の使用電力の検針後、速やかに、下記の提出先まで提出してください。(厚生労働省ホームページ上の大口フォーマット中の「実行確認」欄に必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を經由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。)

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryou-setsuden@mhlw.go.jp

御報告いただいた節電の取組の実施結果については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、不明な点等について問い合わせをさせていただくことがありますので、その旨御承知おきください。

また、厚生労働省として医療施設における節電に関する好事例等を把握するため、上記の実施結果の報告とは別に、節電実施期間（7～9月）中に、節電の取組状況についてヒアリングをさせていただくことがありますので、御協力をお願いいたします。

(4) その他

通常は制限緩和の申請を行っていただくこととなりますが、例外的に制限緩和の申請を行わず適用を受けない場合は、上記(2)及び(3)の節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんので、念のため申し添えます。

3. 小口需要家（契約電力500kW未満）の取組

小口需要家である医療施設は、別添2の「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考に、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。

小口需要家は、節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんが、作成した節電行動計画に基づき、徹底した節電の取組をお願いいたします。

4. 留意点

(1) 節電行動計画の位置付けについて

節電行動計画の作成及び計画に基づく節電の取組の実施は、電気事業法に基づき規制を課すものではなく、あくまで自主的な取組として行っていただくものであり、計画に記載した目標数値等を達成できなかった場合にも、罰則や指導の対象となるものではありません。

しかしながら、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、各医療施設において可能な限り積極的な内容を盛り込んだ計画を作成し、徹底して節電に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(2) 節電を目的とする診療時間の変更について

「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」(平成23年3月21日医総発0321第1号厚生労働省医政

局総務課長通知) 中の2において、東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこととしています。

夏期の節電の取組の一環として、診療時間の変更を行う場合にも、同様の取扱いとして差し支えありません。

(3) 制限緩和申請書の添付書類について

制限緩和の申請を行う場合に添付することとされている制限緩和の対象であることを証明する書類について、別添3「制限緩和申請書記載マニュアル」のP.12に記載されている許可書、届出書、保険医療機関指定通知書を紛失した場合等には、開設届が受理されていることを所管の保健所長が証明する書類等で代替することも可能です。

5. 節電行動計画に関する問い合わせ先

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）

（電話）03-5253-1111（内線）2672、2518、2519

6. 参考となるウェブサイト

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力供給対策について」

※大口フォーマットを掲載

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

経済産業省ホームページ

・「節電—電力消費をおさえるには—」

※小口フォーマットを掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

別記団体

社団法人 日本医師会

社団法人 日本病院会

社団法人 全日本病院協会

社団法人 日本医療法人協会

社団法人 日本精神科病院協会

独立行政法人 ○○理事長 殿

厚生労働省医政局長

医療施設における節電行動計画の作成について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

医療施設における節電対策につきましては、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」（平成23年6月3日医政発0603第6号厚生労働省医政局長通知）においてお示したところ です。

当該通知中、追って通知予定と記載しておりました大口需要家の節電行動計画の作成・提出等の具体的方法について、下記のとおりといたしました。

つきましては、これらの内容につき御了知いただきますとともに、貴法人の東京・東北電力管内の医療施設への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、大学病院における節電行動計画の作成・提出等の方法については、別途文部科学省から示されている事務連絡に基づき、御対応いただくこととなります。

記

1. 「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」の修正について

「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の記載の一部に誤りがありましたので、次のとおり修正します。

1（1）中「※ただし、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全市町村並びに青森県、新潟県、茨城県、栃木県及び千葉県の一部市町村）については、電力使用制限の対象外とされております。（詳細な範囲については、経済産業省ホームページを参照）」を「※東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、電力使用制限の対象外とされております。」に改める。

被災地域に所在する医療施設（大口需要家に限る。）についても、他の地域と同様の取扱いとされており、電気事業法第27条に基づく電力使用制限（昨年比15%減）の対象とされ

ております。このため、被災地域においても、制限緩和の適用（昨年の使用最大電力までの電力の使用を可能とすること）を希望する場合には、申請を行っていただく必要があります。

（ただし、東京電力福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する医療施設については、電力使用制限の対象外となっておりますので、制限緩和の申請を行っていただく必要はありません。）

震災により大きな被害を受けられた中で、大変お手数をおかけしますが、「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」中の3（1）①を御参照いただき、適切に手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

2. 大口需要家（契約電力500kW以上）の取組

（1）節電行動計画の作成

制限緩和の適用の有無に関わらず、すべての大口需要家は節電行動計画を作成し、節電に取り組むことが求められています。

大口需要家である医療施設は、別添1の「大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」（以下「大口フォーマット」という。）に則り、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。（厚生労働省ホームページに大口フォーマットの電子媒体を掲載しておりますので、御活用ください。）

【大口フォーマット掲載先】

厚生労働省トップページ → 東日本大震災関連情報 → 夏期の電力供給対策関係
→ 夏期の電力需給対策関連通知等

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>）

（2）節電行動計画の提出

制限緩和の適用が認められた需要設備であっても、可能な限り徹底して節電に取り組むことが求められています。

このため、特に制限緩和の適用が認められた需要設備については、作成した節電行動計画を事業所管省庁に提出し、検証を受けることとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、作成していただいた節電行動計画を7月1日（金）までに、下記の提出先まで提出してください。（厚生労働省ホームページ上の大口フォーマットに必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を經由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。）

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryou-setsuden@mhlw.go.jp

御提出いただいた節電行動計画については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、計画の補正等をお願いすることがありますので、その旨御承知おきください。

（3）節電行動計画の実施結果の報告

制限緩和の適用が認められた需要設備については、電力使用制限期間（東京電力管内は7月1日から9月22日まで、東北電力管内は7月1日から9月9日まで）終了後、節電行動

計画に基づく節電の取組の実施結果について、事業所管省庁に報告することとされております。

制限緩和の適用を受けた医療施設は、節電の取組の実施結果について、9月分の使用電力の検針後、速やかに、下記の提出先まで提出してください。(厚生労働省ホームページ上の大口フォーマット中の「実行確認」欄に必要事項を記載の上、メールで提出してください。都県又は団体を經由するのではなく、下記提出先に直接提出してください。)

【提出先】

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム） iryou-setsuden@mhlw.go.jp

御報告いただいた節電の取組の実施結果については、厚生労働省において内容を確認の上、必要に応じ、不明な点等について問い合わせをさせていただくことがありますので、その旨御承知おきください。

また、厚生労働省として医療施設における節電に関する好事例等を把握するため、上記の実施結果の報告とは別に、節電実施期間（7～9月）中に、節電の取組状況についてヒアリングをさせていただくことがありますので、御協力をお願いいたします。

(4) その他

通常は制限緩和の申請を行っていただくこととなりますが、例外的に制限緩和の申請を行わず適用を受けない場合は、上記(2)及び(3)の節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんので、念のため申し添えます。

3. 小口需要家（契約電力500kW未満）の取組

小口需要家である医療施設は、別添2の「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考に、節電行動計画を作成し、各施設のホームページへの掲載、事務所への掲示等の方法により公表してください。

小口需要家は、節電行動計画の提出及び実施結果の報告を行う必要はありませんが、作成した節電行動計画に基づき、徹底した節電の取組をお願いいたします。

4. 留意点

(1) 節電行動計画の位置付けについて

節電行動計画の作成及び計画に基づく節電の取組の実施は、電気事業法に基づき規制を課すものではなく、あくまで自主的な取組として行っていただくものであり、計画に記載した目標数値等を達成できなかった場合にも、罰則や指導の対象となるものではありません。

しかしながら、夏期の電力需給ギャップを解消し、計画停電を回避するためにも、各医療施設において可能な限り積極的な内容を盛り込んだ計画を作成し、徹底して節電に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(2) 節電を目的とする診療時間の変更について

「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」(平成23年3月21日医総発0321第1号厚生労働省医政

局総務課長通知) 中の2において、東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこととしています。

夏期の節電の取組の一環として、診療時間の変更を行う場合にも、同様の取扱いとして差し支えありません。

(3) 制限緩和申請書の添付書類について

制限緩和の申請を行う場合に添付することとされている制限緩和の対象であることを証明する書類について、別添3「制限緩和申請書記載マニュアル」のP.12に記載されている許可書、届出書、保険医療機関指定通知書を紛失した場合等には、開設届が受理されていることを所管の保健所長が証明する書類等で代替することも可能です。

5. 節電行動計画に関する問い合わせ先

厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）

（電話）03-5253-1111（内線）2672、2518、2519

6. 参考となるウェブサイト

厚生労働省ホームページ

・「夏期の電力供給対策について」

※大口フォーマットを掲載

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

経済産業省ホームページ

・「節電—電力消費をおさえるには—」

※小口フォーマットを掲載

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

別記団体

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 国立がん研究センター

独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター

独立行政法人 国立国際医療研究センター

独立行政法人 国立成育医療研究センター

(添付資料一覧)

別添 1 : 大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット

別添 2 : 小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット

別添 3 : 制限緩和申請書記載マニュアル(抄)(経済産業省作成資料)

別添 4 : 「医療施設における夏期の節電の取組の進め方について」(平成 23 年 6 月 3 日医政発 0603 第 4 号厚生労働省医政局長通知)

※ 別添 2、3 については、経済産業省 HP を参照。

節電行動計画記入要領

平成 23 年 6 月 15 日
厚生労働省医政局1. 記入および提出の時期について

- ・節電行動計画は出来る限り別紙様式を活用し、二回提出して下さい。
- ・一回目は計画を作成した際、7月1日（金）までに厚生労働省医政局総務課（電力確保チーム）
iryou-setsuden@mhlw.go.jp に提出して下さい。
- ・二回目は計画の実施状況について、9月分の使用電力の検針後、速やかに厚生労働省医政局
総務課（電力確保チーム）iryou-setsuden@mhlw.go.jp に提出して下さい。
- ・節電行動計画は医療施設ごとに作成、提出して下さい。

2. 記入要領について(1) 医療施設名・病床数・都県名・住所（病院）・担当者名・担当者連絡先〔一回目から記載〕

節電計画の作成対象となる医療施設に関する情報を記載して下さい。担当者連絡先に関しては担当者と直接連絡を取ることが出来る情報を記載して下さい。

(2) 開設主体名・都県名・住所（法人）・担当者名・担当者連絡先〔一回目から記載〕

節電計画の作成対象となる医療施設を有する開設主体に関する情報を記載して下さい。

(3) 契約電力量〔一回目から記載〕

医療施設が電力会社と契約している契約電力量を記載して下さい。

(4) 需要設備番号〔一回目から記載〕

経済産業省（資源エネルギー庁）から各医療施設に送付された通知（「電気事業法第 27 条による使用最大電力の制限に関する通知書」）に記載された重要設備番号を転記して下さい。

(5) 指定電力の値・使用制限率・使用できる電力の限度（制限緩和適用前）〔一回目から記載〕

経済産業省（資源エネルギー庁）から各医療施設に送付された通知（「電気事業法第 27 条による使用最大電力の制限に関する通知書」）に記載された数値を転記して下さい。

(6) 使用制限率・使用できる電力の限度（制限緩和適用後）〔一回目から記載〕

地方経済産業局を通じて経済産業大臣に申請した制限緩和申請書（告示様式 1）に記載した数値を転記して下さい。

(7) 目標使用予定電力・目標電力削減率〔一回目から記載〕

自主的な取組をふまえた『目標となる電力削減率(c)』をまず設定し記載して下さい。その上で『目標使用予定電力(b)』は『制限緩和適用後に使用できる電力の限度(a)』に、1から『目標となる電力削減率(c)』を減じた割合を乗じた数値を記載して下さい。

$$(a) \times (1 - (c) / 100) = (b)$$

(8) 今夏の最大電力量（結果）〔二回目に記載〕

節電計画の実施に関する検証を行うため、電力制限期間終了後に記載して下さい。

(9) 節電対策メニューの具体的内容について〔一回目から記載〕

節電対策メニューの各項目について、具体的な取組内容を記載して下さい。具体的内容に関しては、なるべく定量的な数値目標を記載するようにして下さい。

(10) 節電対策メニューの自由記載について〔一回目から記載〕

節電対策は多岐にわたることから、各施設において対応可能な節電方法を自主的に考案し、積極的に記載して下さい。

(11) 実施予定〔一回目から記載〕

医療施設の特性をふまえ、実施可能な事項に○を記載し、実施が困難である事項には×を記載して下さい。なお、該当する設備が存在しない等の理由で計画の実施が不可能である項目には－を記載して下さい。

※5つの基本アクションについて原則として全て実施予定として頂くことが望ましいです。

(12) 実行確認〔二回目に記載〕

実施予定欄に○を記載した項目に関して、実施出来たものに関しては○を記載し、実施が出来なかったものに関しては×を記載して下さい。

(13) 記入日〔一回目から記載〕

実施予定欄および実行確認欄の記載を行った日付を記載して下さい。

■ 節電行動計画(1枚目)

医療施設名				病床数	
都県名		住所(病院)			
担当者(部署)		担当者連絡先	直通電話		
			メールアドレス		

開設主体名					
都県名		住所			
担当者(部署)		担当者連絡先	直通電話		
			メールアドレス		

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)	目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)		



節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施予定	実行確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：	◎	
	②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を徹底する。 【具体的内容：	◎	
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：	◎	
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：	◎	
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：	◎	

日付	日付

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■節電行動計画(2枚目)

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電 啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：】		
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。 【具体的内容：】		
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：】		
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：】		
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：】		
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：】		
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：】		
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：】		
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：】		
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：】		
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：】		
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：】		
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：】		
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容：】		
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：】		
	・		
	・		
	・		
	・		

日付	日付

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■ 節電行動計画(1枚目)

記載例 1回目提出分

医療施設名	〇〇病院			病床数	420床
都県名	東京都	住所(病院)	東京都新宿区…		
担当者(部署)	◆◆◆◆ (〇〇病院●●課)	担当者連絡先	直通電話	03-XXXX-XXXX	
			メールアドレス	****@****.***	

開設主体名	〇〇医療法人〇〇会				
都県名	東京都	住所	東京都千代田区…		
担当者(部署)	◆◆◆◆	担当者連絡先	直通電話	03-XXXX-XXXX	
			メールアドレス	****@****.***	

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
1200kw	A00a00000	1200kw	0.85	1020kw	1.00	1200kw
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)		目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)	
		1152kw		4.00%		

節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施予定	実行確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：事務室の照明を半分程度消灯する。】	◎	
	②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を徹底する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、不在の医局等の照明を消灯する。】	◎	
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：病棟、外来、診療部門は26℃、厨房、管理部門は28℃に冷房温度を設定する。】	◎	
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、不在の医局等の空調を停止する。】	◎	
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：南側に面した病室の窓に遮熱フィルムを装着する。】	◎	

日付	日付
6/24	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■ 節電行動計画(2枚目)

記載例 1回目提出分

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電 啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：毎日、朝礼等で節電目標と具体策を確認する。】	○	
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的を実施する。 【具体的内容：節電対策委員会を組織して、定期的に節電対策を点検し、実施状況を確認する。】	○	
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：全職員に対して家庭での効果的な節電方法を情報提供する。】	○	
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：施設内の従来型蛍光灯の半分を高効率蛍光灯に交換する。】	○	
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：病棟の天井照明を4分の1程度間引きする。】	○	
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：換気ファンを日中2時間停止させ、外気を取り入れ量を減らす。】	○	
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：全ての空調のフィルターを2週間に1度の頻度で清掃する。】	○	
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：扉の開閉を徹底し、風除けのビニールカーテンを設置する。】	○	
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：ガスによる空調運転を優先的に使用する。】	○	
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：冷蔵庫の設定を「弱冷」にする。】	○	
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：電気式のオートクレープに詰め込みすぎないよう工夫する。】	○	
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：温水洗浄便座は1/3を停止、エアタオルは全て停止しペーパータオルを常備する。】	○	
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：自動販売機の管理者の協力の下、売店の開店時間は自動販売機の使用を中止する。】	○	
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容：デマンド監視装置を契約電力量から5%減少させた数値に設定する。】	○	
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：コージェネレーション設備を発電優先で運転する。】	○	
	・(例) 電気使用制限時間以外の時間を有効活用するため、診療開始時間を1時間前倒しにする。	○	
	・	—	
	・	—	
自由記述欄(5つまで)		—	

日付	日付
6/24	

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■ 節電行動計画(1枚目)

記載例 2回目提出分

医療施設名	〇〇病院			病床数	420床
都県名	東京都	住所(病院)	東京都新宿区…		
担当者(部署)	◆◆◆◆ (〇〇病院●●課)	担当者連絡先	直通電話	03-XXXX-XXXX	
			メールアドレス	****@****.**	

開設主体名	〇〇医療法人〇〇会				
都県名	東京都	住所	東京都千代田区…		
担当者(部署)	◆◆◆◆	担当者連絡先	直通電話	03-XXXX-XXXX	
			メールアドレス	****@****.**	

契約電力量	需要設備番号	制限緩和適用前			制限緩和適用後	
		指定電力の値	使用制限率	使用できる電力の限度	使用制限率	使用できる電力の限度(a)
1200kw	A00a00000	1200kw	0.85	1020kw	1.00	1200kw
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)		目標電力削減率(c)	今夏の最大電力量(結果)	
		1152kw		4.00%	1120kw	

節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

		実施予定	実行確認
照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：事務室の照明を半分程度消灯する。】	◎	○
	②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を徹底する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、不在の医局等の照明を消灯する。】	◎	○
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。 【具体的内容：病棟、外来、診療部門は26℃、厨房、管理部門は28℃に冷房温度を設定する。】	◎	○
	④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：外来診察終了後の診察室、使用していない処置室、不在の医局等の空調を停止する。】	◎	○
	⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。 【具体的内容：南側に面した病室の窓に遮熱フィルムを装着する。】	◎	○

日付	日付
6/24	9/29

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。

■ 節電行動計画(2枚目)

記載例 2回目提出分

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力もお願いします

		実施 予定	実行 確認
節電 啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：毎日、朝礼等で節電目標と具体策を確認する。】	○	○
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。 【具体的内容：節電対策委員会を組織して、定期的に節電対策を点検し、実施状況を確認する。】	○	○
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：全職員に対して家庭での効果的な節電方法を情報提供する。】	○	○
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：施設内の従来型蛍光灯の半分を高効率蛍光灯に交換する。】	○	×
	⑩病棟では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：病棟の天井照明を4分の1程度間引きする。】	○	○
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：換気ファンを日中2時間停止させ、外気を取り入れ量を減らす。】	○	○
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：全ての空調のフィルターを2週間に1度の頻度で清掃する。】	○	×
	⑬搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：扉の開閉を徹底し、風除けのビニールカーテンを設置する。】	○	○
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：ガスによる空調運転を優先的に使用する。】	○	○
コンセント 動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：冷蔵庫の設定を「弱冷」にする。】	○	○
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：電気式のオートクレープに詰め込みすぎないよう工夫する。】	○	○
	⑰温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：温水洗浄便座は1/3を停止、エアタオルは全て停止しペーパータオルを常備する。】	○	○
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：自動販売機の管理者の協力の下、売店の開店時間は自動販売機の使用を中止する。】	○	○
その他	⑲デマンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容：デマンド監視装置を契約電力量から5%減少させた数値に設定する。】	○	○
	⑳コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：コージェネレーション設備を発電優先で運転する。】	○	○
	・(例) 電気使用制限時間以外の時間を有効活用するため、診療開始時間を1時間前倒しにする。	○	○
	・	—	
	・	—	
自由記述欄(5つまで)		—	

日付	日付
6/24	9/29

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」をもとに作成されたものです。